

令和5年度以降のごみ収集体制について

1. 焼却施設への搬入割合変更に伴う収集体制について

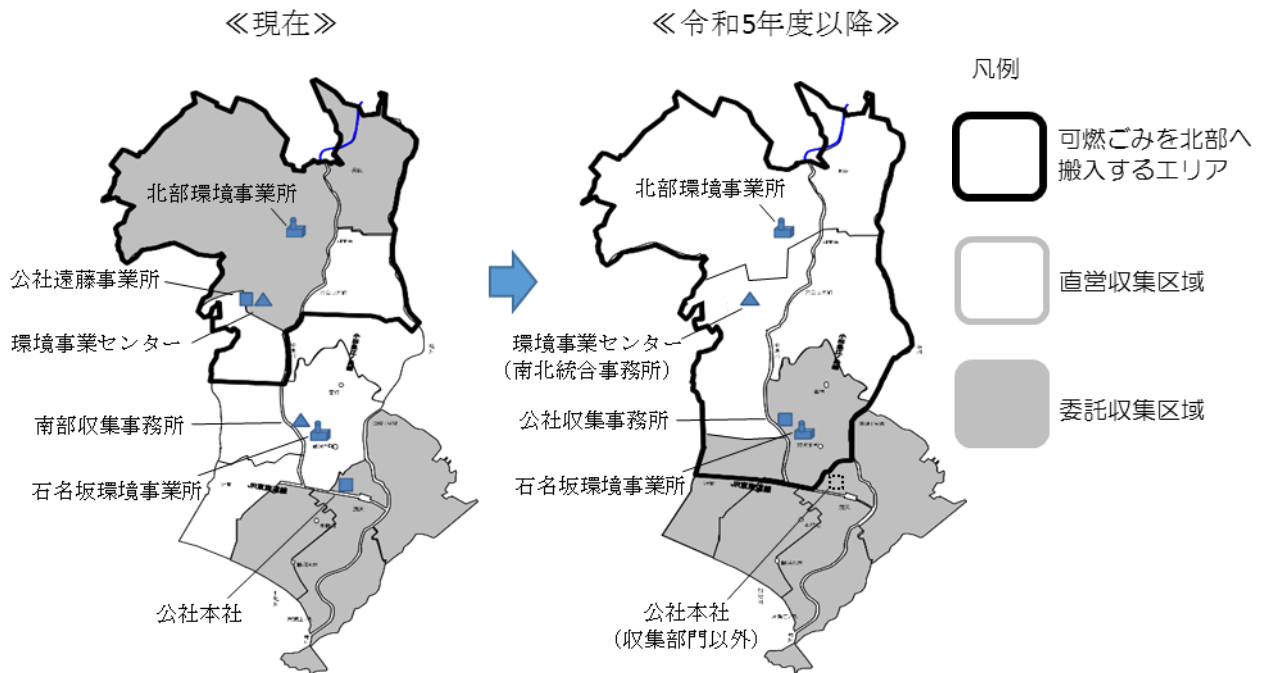
令和5年度に北部環境事業所2号炉の供用が開始されることに伴い、北部環境事業所（以下「北部」という。）及び石名坂環境事業所（以下「石名坂」という。）への搬入割合が、現在の北部4割、石名坂6割から、北部7割、石名坂3割へ変更となります。

現在のごみ収集体制は、図のとおり本市直営（以下「直営」という。）及び委託業者である（株）藤沢市興業公社（以下「公社」という。）とも南北2拠点体制で行っています。令和5年度に本市の南北両事務所が統合されますが、この体制では搬入割合の変更により収集の効率性が損なわれ、追加の経費が発生するなどの課題があります。

この課題に対しては、北部区域を直営、南部区域を公社が収集することで、経費を最小限に抑えることができます。そのため、公社のごみ収集部門を南部方面に集約する必要がありますが、公社本社の施設規模では難しく、新たな用地等を検討しています。

なお、ごみ収集を円滑に進めるため、収集体制の再編成に伴い、一部区域割や収集日程の見直しを行います。

(図 収集体制の変更)



2. 南部収集事務所の跡地について

環境事業センター南部収集事務所（以下「南部収集事務所」という。）用地については、これまで都市計画上の市場用地として経済部が所管し、本市のごみ収集業務における南の拠点として目的外利用をしてきましたが、昨年8月の都市計画審議会において、南部収集事務所と駐車場を含む用地が市場用地から外れることとなりました。

そのため、南部収集事務所の跡地を、公社に売却し、公社の収集部門が移転することにより、今後の収集の効率化が図られます。

また、これまで同様に収集事務所として利用するため、既存施設を解体する必要がなく、経費の面でもメリットがあります。

3. 公社遠藤事業所の跡地について

新たな環境事業センターは、南北両事務所の統合によりごみ収集車の駐車スペースが狭くなることから、車両置き場の賃貸借等も含め検討してきたところですが、次の内容も含め本市が公社遠藤事業所を購入する計画です。

- (1) 将来予定しているEVごみ収集車導入に伴う太陽光発電を利用した充電設備用地とすること。
- (2) 災害時における廃棄物の選別場所や一時保管場所として活用できること。
- (3) 民間事業者と協力して回収しているペットボトルの一時保管場所とすること。
- (4) 環境事業センター南北統合事務所での、安全性、効率性を確保するためのごみ収集車20台程度を収容する用地とできること。

(表 南部収集事務所及び公社遠藤事業所の概要)

	地番	面積
南部収集事務所	稲荷412番地1外	3,932㎡
公社遠藤事業所	遠藤2021番地14外	1,651㎡

4. 今後のスケジュール

【令和4年度】

- ・4月～5月 不動産鑑定
- ・9月～11月 収集日程変更の市民周知
- ・12月 土地売買の契約
- ・3月 環境事業センター（南北統合事務所）の供用開始
公社収集部門の現南部収集事務所への移転

【令和5年度】

- ・4月 新たな収集体制による収集開始

以上
(事務担当 環境部環境事業センター)